

「突合点検」・「縦覧点検」の説明

ユーザー様各位

ラジエンスウエア株式会社
レセプト点検サービス部
高野 早苗

「突合点検」「縦覧点検」について、平成24年3月審査分(=平成24年2月診療分レセプト)から開始されることが決定しました。

下記に、それぞれの点検内容についてまとめました。弊社オンラインレセプト点検サービス「レセ楽 net」では、請求前に同等のチェックができるので、返戻・査定の対策に適しています。まずは、2か月間無料お試しから始めてみませんか？

「突合点検」

- 1) 処方せんを発行した医療機関のレセプトとその処方せんに基づいて調剤を行った薬局レセプトをコンピュータを用いて患者単位に紐つけ
- 2) 医科、歯科レセプトに記載された傷病名と調剤レセプトに記載されている医薬品の「適応」、「投与量」、「投与日数」を点検
- 3) 点検後の審査の結果、査定がある場合
 - ・調剤が不適當な場合は、薬局への支払額から差し引く
 - ・処方せんが不適當な場合は、医療機関への支払額から差し引く

「縦覧点検」

- 1) 複数月にわたって同一医療機関から請求された同一患者の過去6か月分のレセプトをコンピュータを用いて紐付け
- 2) 同一月に同一医療機関から請求された同一患者の「入院」及び「入院外」レセプトをコンピュータを用いて紐付け
- 3) 点検は、当月請求されたレセプトについて、過去の請求内容を参照しながら行う(入院と入院外は同一月のレセプトの請求内容)
- 4) このことから、参照する過去のレセプトを査定対象とはしない
(注)過去のレセプトに誤りを発見した場合、必要に応じ保険者又は医療機関に連絡し、再審査請求を受けて改めて審査